

○富津市自転車乗車用ヘルメット着用促進事業補助金交付要綱

令和6年9月30日

告示第161号

(趣旨)

第1条 この要綱は、自転車乗車用ヘルメットの着用を促進することにより交通事故の防止及び被害軽減を図るため、自転車乗車用ヘルメットを購入する者に対し、予算の範囲内において富津市自転車乗車用ヘルメット着用促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、富津市補助金等交付規則（昭和47年富津市規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 補助対象となるヘルメット（以下「対象ヘルメット」という。）は、新品未使用の状態で購入したもので、自転車乗車時に着用し、頭部を保護する目的で製造され、次の各号のいずれかの安全基準を満たすものとする。

- (1) 一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したSGマーク
- (2) 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証したJCFマーク
- (3) 欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証したCEマーク
- (4) ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証したGSマーク
- (5) 米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証したCPSCマーク
- (6) 前各号に掲げるもののほか、前各号に類する認証等を受けたマーク等が付されたもので、市長が認めるもの

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、対象ヘルメットを購入した使用者（自転車乗車用ヘルメットを使用する自転車利用者をいう。次条第2項及び第5条第1項において「使用者」という。）であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 当該対象ヘルメットの購入日及び申請日において市内に住所を有し、かつ、現に居住していること。

- (2) 補助金の交付を申請する日の属する年度（以下「申請年度」という。）の前年度の1月1日から申請年度の末日までに当該対象ヘルメットを購入していること。
- (3) 当該対象ヘルメットの購入費用について、過去に本市、国又は他の地方公共団体から補助金その他相当の反対給付を受けない給付金を受けていないこと。
- (4) 富津市暴力団排除条例（平成24年富津市条例第1号）第2条に規定する暴力団員等でないこと。

（補助金の額等）

第4条 補助金の額は、対象ヘルメット1個につき2,000円とする（消費税及び地方消費税を含み、送料、装飾品等を除く。）。ただし、対象ヘルメットの購入費用が2,000円未満のときは、その額とし、100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

2 対象ヘルメットの購入上限数は、使用者1人につき1個までとする。

（補助金の交付申請等）

第5条 補助金の交付を受けようとする使用者（未成年である場合にあっては、当該使用者の保護者とする。以下「申請者」という。）が補助金の交付を受けようとするときは、富津市自転車乗車用ヘルメット着用促進事業補助金交付申請書兼請求書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出することにより申請するものとする。

- (1) 対象ヘルメットの購入に係る書類で、次に掲げる項目の記載がある書類
  - ア 領収日
  - イ 対象ヘルメットの購入金額
  - ウ 購入店名
  - エ 対象ヘルメットを購入したことが確認できる購入品目
- (2) 第2条各号に掲げるマークが付されていることを確認することができる書類
- (3) 申請者の本人確認ができる書類
- (4) 補助金の振込先の金融機関の口座を確認することができる書類
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行うものとする。

(1) 電子申請方式 申請者が申請を電子情報処理組織（市の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行う方式

(2) 郵送申請方式 申請者が申請を郵送により行う方式

(3) 窓口申請方式 申請者が申請を窓口で行う方式

3 第1項の規定にかかわらず、市長は、提示により確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

4 第1項の申請期限は、補助金の交付を受けようとする年度の末日までとする。  
(補助金の交付の決定)

第6条 市長は、前条第1項の申請があったときは、その内容を審査し、承認の可否を決定し、富津市自転車乗車用ヘルメット着用促進事業補助金交付（不交付）決定通知書兼額確定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第7条 市長は、前条の規定による補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、富津市自転車乗車用ヘルメット着用促進事業補助金交付決定取消通知書（別記第3号様式）により通知し、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付を受けて購入した対象ヘルメットを第三者に譲渡したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが適当でないことを認めるとき。

(補助金の返還)

第8条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命

ずるものとする。

(補助金交付手続の省略)

第9条 申請者の手続の負担軽減及び事務の簡素化を図り、効率的に運用するため、実績報告及び額の確定の通知については、省略するものとする。

2 第5条の申請は、補助金の交付の請求を兼ねるものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年10月1日から施行する。

別記

第1号様式（第5条関係）

富津市自転車乗車用ヘルメット着用促進事業補助金交付申請書兼請求書

令和 年 月 日

富津市長 様

富津市自転車乗車用ヘルメット着用促進事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。なお、交付の決定を受けた場合は、当該交付の決定に係る補助金の額を以下の振込先に振り込んでください。

申請者	住所	〒	—	電話番号 (日中連絡がとれる番号)	—	—
	フリガナ 氏名			生年月日 □大正 □昭和 □平成		年 月 日
使用者	□申請者本人	※使用者が未成年者（申請時に18歳未満）の場合は、記入してください。 フリガナ 氏名 生年月日 □平成 □令和 年 月 日 ※以下、申請者と同じ場合は記入不要です。 住所 〒 — 富津市 申請者との関係 □子 □その他（ ）				
		購入日	年 月 日	安全基準	□SG □JCF □CE (EN1078) □GS □CPSC □その他（ ）	市確認欄
購入金額 (消費税及び地方消費税を含む。送料、 装飾品等除く。)	円					
補助金申請額 (上限額2,000円)	円					

○添付書類

- 申請者の本人確認ができる書類（氏名、現住所、生年月日が確認できるもの）
- 自転車乗車用ヘルメットの購入に係る書類（領収日、購入金額、購入店名、購入品目が確認できるもの）
- 自転車乗車用ヘルメットの安全基準の認証が確認できる書類（保証書、購入したヘルメットに認証マークがあることがわかる写真等）
- 振込先口座が確認できる書類 ※申請者本人名義の口座に限ります。

（裏面に続く。）

(裏面)

○振込先 ※申請者本人名義の口座に限ります。  
下記の口座に補助金を振り込んでください。

ゆうちょ銀行以外の金融機関

金融機関名				支店名				口座種別			
金融機関番号				1 銀行	5 農協	店番号		本・支店 本・支所 出張所	1 普通 2 当座		
				2 金庫	6 漁協						
				3 信組	7 新漁連						
フリガナ				口座番号							
口座名義 ※通帳の表 記に合わせ てください											

ゆうちょ銀行

ゆうちょ銀行		通帳記号 【6桁目がある場合は※欄に記入】						
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上又はキャッシュカードに記載された、記号・番号を記入してください。		1					0	※
フリガナ		通帳番号						
口座名義 ※通帳の表 記に合わせ てください								

誓約書及び同意事項

1. 申請内容に虚偽はありません。
2. 使用者について、過去に本補助金の交付を受けていません。
3. 補助を受けた自転車乗車用ヘルメットを譲渡しません。
4. 審査のため、住民基本台帳情報等の確認を行うことや資料の提供を他の行政機関等に求めることに同意します。
5. 自転車乗車用ヘルメットの安全基準の認証について、富津市が適正であるものか判断することに同意します。
6. 私は、富津市暴力団排除条例に規定する暴力団員等ではありません。

私は、上記事項の全てに誓約・同意します。また、これに反した場合は、補助金交付決定が取り消され、補助金を返還することを誓約します。

申請者氏名 (自署) \_\_\_\_\_

第2号様式（第6条関係）

富津市達第 号

様  
(使用者 様)

富津市自転車乗車用ヘルメット着用促進事業補助金交付(不交付)  
決定通知書兼額確定通知書

年 月 日付けで申請のあった自転車乗車用ヘルメット購入費補助  
金の交付については、富津市自転車乗車用ヘルメット着用促進事業補助金交付要綱  
第6条の規定により、下記のとおり交付決定し、交付額を確定します。

年 月 日

富津市長

記

1 交付決定及び確定額

円

(交付の条件)

2 不交付

(理由)

第3号様式（第7条関係）

富津市達第 号

様  
(使用者 様)

富津市自転車乗車用ヘルメット着用促進事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け富津市達第 号で交付決定した富津市自転車乗車用ヘルメット着用促進事業補助金について、富津市自転車乗車用ヘルメット着用促進事業補助金交付要綱第7条の規定により、交付決定を取り消したので、通知し、及び既に交付した補助金について、下記のとおり返還を命じます。

年 月 日

富津市長

記

補助金交付決定日	
補助金交付決定通知番号	
補助金の交付決定の取消内容	
補助金の交付決定の取消理由	
補助金の交付決定の取消額	
補助金の返還期限	

別記第 1 号様式 (第 5 条関係)

第 2 号様式 (第 6 条関係)

第 3 号様式 (第 7 条関係)